

◎新潟県告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）坂井川右岸地区（2次）確定測量）
- 2 作業期間 平成24年9月10日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 新発田市 三日市、早道場、上小松、東宮内、中妻、蔵光、麓、黒岩、新屋、新保小路、上館、下中、下今泉、館野小路、金津、荷谷、下中山、向中条、ほか地内